

議案第13号

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表保育所の項中「佃2丁目」を「佃4丁目」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

佃保育所を移転するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立児童福祉施設条例（抄）

別表（第1条関係）

種類	名 称	位 置
保育所	省	略
	大阪市立佃保育所	大阪市西淀川区佃 <u>2丁目</u> <u>4丁目</u>
	省	略
省		略